

平成26年9月25日

静岡市議会厚生委員会
委員長 丹沢 卓久 様

厚生委員会委員 西谷 博子 ㊟

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案の修正案の
提出について

上記の修正案を次のとおり静岡市議会委員会条例第28条の規定により提出します。

記

修正案及び提案理由 別紙のとおり

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案に対する修正案

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案の一部を次のように修正する。

第9条第2項中「1.65平方メートル」を「1.98平方メートル」に改める。

第10条第1項中「ごとに、」の次に「常勤職員の」を加え、同条第2項中「支援の単位ごとに2人以上」を「児童数20人までは2人以上、児童数20人から30人までは3人以上、児童数30人を超える場合は4人以上」に改め、同項ただし書を削り、同条第4項中「40人以下」を「35人以下」に改め、同条第5項ただし書を削る。

第18条第1項第1号中「8時間」を「10時間」に、同項第2号中「3時間」を「6時間」に改める。

附則第3条中「40人以下」を「35人以下」に、「70人以下」を「65人以下」に、「41人以上」を「36人以上」に、「45人以下」を「40人以下」に、「3人以上」を「4人以上」に、「46以上」を「41人以上」に、「4人以上」を「5人以上」に改める。

(提案理由)

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設備の基準、職員、開所時間及び日数の基準、支援の単位の経過措置を改めようとするものである。